

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年10月9日(水) 午前10時00分から午前10時22分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員 9番 菱川 修二 委員

10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員 13番 中西 公仁 委員

15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員

21番 矢野 秀典 委員 23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 3人

6番 阿部 省悟 委員 14番 三宅 勝 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

19番 山本 義弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸      事務局主幹 成田 裕次      事務局主幹 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司      事務局主任 小野 政浩      事務局主任 小山 八穂子

事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから10月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和元年10月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員  議長</p>	<p><b>【異議なしの声】</b></p> <p>それでは、議席番号4番 氏家 寿子 委員、議席番号5番 井上 保邦 委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と、剣持副主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 剣持副主任</p>	<p><b>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</b></p> <p>剣持です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて17件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が16件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p><b>【議案第1号, 1番から17番について調査票をもとに説明】</b></p> <p>1番については、申請地の一部に、山林化して農地として再生利用が困難な筆が含まれていたため先月保留になっていましたが、令和元年9月13日付で取り下げ書が提出されました。</p>

2番, 3番については, 譲受人の所有農地に転用の許可を得ないで宅地になっている筆があり全部効率利用要件を満たさないとして先月保留になっていましたが, 令和元年10月7日付で取り下げ書が提出されました。

4番については, 譲受人の耕作地に一部山林化している筆があり, 耕作面積が下限面積要件を満たさないため先月保留になっていましたが, 今月も下限面積を満たしていないため保留との意見でした。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について, 各地区協議会でご審議いただきましたが, 1番から3番は申請取り下げ, 4番については保留, その他の案件につきましては調査票のとおり, 農地法第3条第2項各号に該当しないため, 許可要件の全てを満たしているものとして, 異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は, 1番から3番については取り下げ書が出されたので, 4番から17番の14件につきまして, 4番は, 引き続き保留, 5番から17番の13件につきましては, 農地法第3条第2項各号に該当しないため, 許可意見とのことですが, 皆さん, ご異議, ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので, 1番から3番は取り下げ, 4番は保留, 5番から17番の13件は許可と決定いたします。

議事を進めます。5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
中村主幹

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが, 5頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが, 調査結果をお手元に配付しております, 別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので, 参照してください。

【議案第2号, 調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが, 特に問題はなく許可意見とのことでした。

また, 許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして, 農地法第4条第6項各号に該当しないものとして, 許可が適当と考えます。

この1件につきまして, 地区協議会でご審議いただきましたが, 転用目的どおり施工されると認められるので, 異議なく許可とのご意見でした。

	<p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。農地法第4条の規定による許可申請の1件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号の1件は許可と決定します。</p> <p>続きまして、6頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 中村主幹	<p><b>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</b></p> <p>中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から8頁にかけて9件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p><b>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>今回申請のありました9件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。 また、許可意見とされた9件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この9件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の9件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号の9件は許可と決定します。</p> <p>続きまして、9頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、山本委員に係る案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(山本委員 退席)</p>

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局  
小山主任

**【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】**

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から14頁にかけて36件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が14件、使用貸借が22件です。

また、利用期間の更新は9件で、更新切れを含む新規は27件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが1件、一般法人によるものが14件、その他は個人です。

面積は、83,210㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは1,182㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、36件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

**【異議なしの声】**

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、山本委員に入室するように伝えてください。

(入室)

山本委員に報告いたします。

議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、15頁をお開きください。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
中村主幹

**【 議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見についての説明 】**

中村です。説明させていただきます。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について、でございますが、倉敷市長から令和元年9月18日付、農第1076号で意見を求められています。

市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。

今回の主な変更点は、農家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。

これらについて、各地区協議会でご審議頂きましたが、27頁の意見書案のとおり承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第5号について、27頁の意見書案のとおり回答するとの意見ですが、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号は、意見書案のとおり回答することを承認いたします。

審議案件は、以上です。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局 成田主幹 **【報告第1号から第4号について報告・説明】**

成田です。説明いたします。

29頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から31頁にかけて14件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に32頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、32頁に6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に33頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から43頁にかけて47件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に44頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが44頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

報告案件については以上です。ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、  
ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。  
以上で、すべての審議、報告が終わりました。  
事務局から何かありますか。

事務局  
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。  
日程の案内です。  
来月、11月の総会は、11月13日（水）、午前10時から本日より同じこの会場、本庁舎701会議室での開催です。  
事務連絡は以上です。

議長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。  
次回総会は11月13日（水）です。ご出席のほど、よろしく願いいたします。  
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時22分)



倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和元年10月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員